

就業希望状況調査（11月調査）

総務省統計局

就業希望状況調査のお願い

労働力調査にご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、皆様方に、「就業希望状況調査」をお願いすることになりました。

この調査は、雇用情勢が厳しくなっていることから、不完全な就業や失業等に伴う就業希望の状況、職業能力向上のための活動状況、雇用保険の受給状況等の実態を把握し、効果的な雇用対策など、行政施策の立案・推進に資することを目的とし、緊急的に行うものです。調査結果は、雇用・失業問題の改善を図るための資料として活用されます。

つきましては、お忙しい中、恐縮ですが、調査票の記入についてよろしくお願ひします。

調査票には、あなたの世帯の15歳以上の方について記入してください

調査票は記入後、封筒に入れて、郵便ポストにお出してください

- ・ 記入が終わった調査票は、二つ折りにし、一緒にお配りした返送用封筒（茶封筒）に入れ、11月10日（日）までもよりの郵便ポストにお出してください。
- ・ 返送用封筒には、切手をはる必要はありません。

プライバシーは厳重に守られます

- ・ この調査は、法律（統計報告調整法）に基づき、総務大臣の承認を得て行われるものです。
- ・ 調査票は、統計法によって、統計以外の目的に使用することを固く禁じられています。

ご理解とご協力

よろしくお願ひします

<目次>

就業希望状況調査のお願い	1
調査票を記入する前にお読みください	2
調査票	3
内容例示	4

—調査票を記入する前にお読みください—

調査票の構成

○調査票は、「15歳以上の人について」の欄と、A欄、B欄、C欄、D欄、E欄からなっています。

このうち、A欄、B欄、C欄は、「問1」の回答内容により記入します。D欄は、全員が記入し、E欄は、世帯主の人が記入します。

15歳以上の人について

すべての人が記入します。

B欄

問1で、「5 仕事を探していた」と答えた人が記入します。

D欄

すべての人が記入します。

調査票 (3ページ)

→15歳以上の人について
A : 仕事をした人・休んでいた人
→B : 仕事を探していた人
C : 家事・通学・その他の人
→D : 全員
E : 世帯主の人のみ

A欄

問1で、「1 おもに仕事」, 「2 通学のかたわらに仕事」, 「3 家事などのかたわらに仕事」, 「4 仕事を休んでいた」と答えた人が記入します。

C欄

問1で、「6 通学」, 「7 家事」, 「8 その他」と答えた人が記入します。

E欄

世帯主の人が記入します。

調査票の記入の仕方

○番号をつけて答えを示してある場合は、当てはまる答えの番号を○で囲んでください。

○複数回答の欄〔問2(2)・問7・問8〕の場合は、当てはまるものすべての番号を○で囲み、そのうちの主なもの1つの番号を◎で囲んでください(右の例図を参照)。

○設問にある「近々」とは、1年以内のことをいいます。

記入例

①	5
2	6
◎③	◎⑦
4	

調査票の記入に当たっての注意点

〈B欄：仕事を探していた人〉

問3 あなたは 10月中にどの程度の頻度で仕事を探しましたか

- 1日のうち、1回でも仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりするなど、仕事を探す行為をした場合は1日とします。
- 「週に・・・程度」とは、1週間あたりに平均した日数で記入します。

〈D欄：全員〉

問5 (1) あなたは 過去1年間に次のような職業能力向上のための活動をしましたか 又は 今後活動する予定はありますか

- 主なもの1つを○で囲んでください。なお、過去1年間に行った活動と今後の予定が異なる場合は過去の活動について記入してください。
- 職業能力向上のための活動とは、職業能力向上を目的として行う活動すべてをいいます。
- 「公共の職業訓練校」とは、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設をいいます。(※4ページの「公共職業能力開発施設の種類」を参照。)

問6 (1) あなたは 現在 雇用保険(失業給付)を受給していますか

- 雇用保険(失業給付)とは、求職者給付の基本手当、高年齢求職者給付、短期雇用特例求職者給付、日雇労働求職者給付などのことをいいます。
- 「近々受給する予定」とは、雇用保険(失業給付)の受給資格決定後の待機期間中又は給付制限期間中、雇用契約の満了等により、近々給付を受ける予定がある場合をいいます。
- 「受給資格を満たしていない」とは、雇用保険の適用を受けていない、被保険者期間が足りない場合をいいます。(※4ページの「雇用保険(失業給付)の受給要件」を参照。)
- 「その他」とは、現在、就業している場合、退職をしたが失業の状態にない場合、申請をしないまま受給期間(退職の日から原則1年間)を過ぎた場合などをいいます。(※4ページの「退職をしたが、失業の状態にない具体的事例」を参照。)

問6 (2) 雇用保険(失業給付)の所定給付日数は何日ですか(延長給付を受けた方はその日数も加えてください)

- 所定給付日数とは、公共職業安定所での受給資格決定において決定された「基本手当」の支給を受けることができる最大限の日数をいいます。
- 延長給付とは、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付をいいます。(※4ページの「給付日数の延長」を参照。)

就業希望状況調査 調査票

平成14年11月

総務省統計局

・この調査票は調査員が「氏名」を記入してお配りします。
・当てはまる答えの番号を○で囲んでください。

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんから、ありのままを記入してください。

氏名

問1 月末1週間（10月25日～31日）に仕事をしたかどうかについて記入してください
※労働力調査でご記入いただいた答えと同じものを○で囲んでください

仕事を少しもしなかった人のうち

- 1 おもに仕事 2 通学のかたわらに仕事 3 家事などのかたわらに仕事 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 通学 7 家事 8 その他

A欄へ

B欄へ

C欄へ

15歳以上の
人について

A

仕事を
休んでいた人

問2 (1) 今の仕事のほかに別の仕事を探していますか

- 1 探している → (2)へ
2 近々探す予定
3 探していない → D欄へ

(2) 探している 又は 探す予定があるのはなぜですか

(当てはまるものすべてに○を
主なもの1つに○をしてください)

- 1 今の仕事は一時的にしている仕事のため
2 今の仕事からの収入が減ったため
3 2以外の理由により追加的収入を得る必要が生じたため
4 生活水準の向上のため
5 自営事業の不振や勤め先事業の先行き不安のため
6 人員整理・勸奨退職、定年・雇用契約満了のため
7 労働条件に不満があるため
8 自分に向いた仕事につきたいため
9 自分又は家族の都合（結婚・出産・家事など）
10 その他

D欄へ

B

仕事を
探していた

問3 あなたは 10月中にどの程度の頻度で仕事を探しましたか

- 1 1日のみ 2 2・3日程度 3 週に1日程度 4 週に2・3日程度 5 ほぼ毎日(週に4・5日以上) 6 10月中には全くしなかった

D欄へ

C

家事・
その他の人

問4 今後 仕事を探す予定はありますか

- 1 近々探す予定 2 家族の今後の就業状況により探す可能性がある 3 時間にゆとりができれば探す 4 学校卒業に向けて探す 5 探す予定はない

D欄へ

D

全員

問5 (1) あなたは 過去1年間に次のような職業能力向上のための活動をしましたか 又は 今後活動する予定はありますか

- 1 専門学校その他の学校に通う
2 公共の職業訓練校に通う
3 通信教育を受ける → (2)へ
4 企業内で教育・研修を受ける
5 その他の活動
6 ない → (3)へ

(2) 活動をした 又は 今後活動を予定しているのはどのような理由からですか

- 1 転職又は就職するのに必要だから
2 職務の遂行や昇進・昇給に必要だと考えたから
3 会社からの指示があったから
4 その他

問6へ

(3) 活動をしていない 又は 今後活動する予定がないのはなぜですか

- 1 希望する内容の職業教育・訓練コースがないから
2 時間的余裕がないから
3 金銭的余裕がないから
4 必要がないから
5 その他の理由から
6 特に理由はない

問6へ

問6 (1) あなたは 現在 雇用保険（失業給付）を受給していますか

- 1 現在受給している
2 受給は既に終了したが 受給終了後も引き続き仕事を探している → (2)へ
3 近々受給する予定
4 受給資格を満たしていない → 問7へ
5 その他

受給していない

(2) 雇用保険（失業給付）の所定給付日数は何日ですか（延長給付を受けた方はその日数も加えてください）

- 1 90日 2 91日～180日 3 181日～270日 4 271日～330日 5 331日以上
6 その他（高齢者求職者給付金 短期雇用特例求職者給付 日雇労働求職者給付金など）
7 わからない

問7へ

問7 あなたのこの1か月の収入の種類について記入してください

- 1 賃金・給料 2 事業収入（内職収入も含む） 3 財産収入（家賃・地代・利子・配当など） 4 年金・恩給 5 雇用保険（失業給付） 6 仕送り 7 その他 8 収入なし

E欄へ

E

世帯主
の人のみ

問8 あなたの世帯の この1か月の家計は 何によってまかなわれましたか

- 1 自分の賃金・給料 2 配偶者の賃金・給料 3 他の世帯員の賃金・給料 4 年金・恩給 5 預貯金等財産の取り崩し 6 雇用保険（失業給付） 7 事業収入（内職収入も含む） 8 財産収入（家賃・地代・利子・配当など） 9 仕送り 10 その他

調査員
記入欄

労働力調査 基礎調査票
枚目の 人目

調査区符号

世帯符号

ご協力ありがとうございました

－ 内 容 例 示 －

『公共職業能力開発施設の種類の種類』 ・ 調査票の質問事項 問5 (1) の参考としてください。

区分	職業訓練の種類	設置主体
1 職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	雇用・能力開発機構
2 職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	雇用・能力開発機構 都 道 府 県
3 職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	雇用・能力開発機構
生涯職業能力開発促進センター （アビリティガーデン）	ホワイトカラーに対する先導的・モデル的な職業訓練コースの開発と実施	雇用・能力開発機構
高度職業能力促進センター	中堅技術者等を対象としたハイテク関連の高度な職業訓練を実施	雇用・能力開発機構
4 職業能力開発校 〔技術専門学校 技術校 等〕	中・高卒者等，離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都 道 府 県
5 障害者職業能力開発校	障害者の能力，適性等に応じた職業訓練を実施	国・都道府県

『雇用保険（失業給付）の受給要件』 ・ 調査票の質問事項 問6 (1) の参考としてください。

※ 雇用保険（失業給付）を受けるには，離職後，公共職業安定所で受給資格決定を受ける必要があります。

	短時間被保険者（1週間の所定労働時間が 20時間以上30時間未満）	短時間被保険者以外
1 一般被保険者 （65歳未満の常用労働者）	離職日以前2年間に賃金支払い基礎日 数11日以上12か月以上あること	離職日以前1年間に賃金支払い基礎日 数14日以上12か月以上あること
2 高齢継続被保険者 （65歳を超えて引き続き雇用される者等）		
3 短期雇用特例被保険者 （季節的に雇用される者等）		
4 日雇労働被保険者 （日々雇用される者，30日以内の期間を 定めて雇用される者）	失業日の前2月間（前月及び前々月）に26日以上印紙保険料を納めた者	

『離職をしたが，失業の状態にない具体的事例』 ・ 調査票の質問事項 問6 (1) の参考としてください。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 結婚して家事に専念する人 | 4 再就職が既に決まっています，安定所の就職あっ旋を必要としない人 |
| 2 農業，商業などの家業に従事する人 | 5 病気等のため，今すぐ働くことができない人 |
| 3 学業に専念する人 | 6 定年退職後で，しばらくの間休養する人 など |

『給付日数の延長』 ・ 調査票の質問事項 問6 (2) の参考としてください。

1 訓練延長給付制度	受給資格者が公共職業安定所長の指示により，公共職業訓練等を受講する場合に，その者の所定給付日数を超過して基本手当が支給される制度
2 広域延長給付制度	厚生労働大臣が必要と認めて指定した地域で，職業のあっ旋を受けることが必要と認められる受給資格者について，所定給付日数を超過して基本手当を支給する制度
3 全国延長給付制度	失業の状況が全国的に著しく悪化し，一定基準に該当するに至った場合において，厚生労働大臣が期間を指定して，すべての受給資格者を対象として所定給付日数を超過して基本手当を支給する制度